様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　9月　3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　　　 めでぃあすてーしょん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社メディアステーション  （ふりがな）　　　　　　 すずき　よしまさ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 　　　 鈴木　善正  住所　〒980-6124  宮城県仙台市青葉区中央1丁目3番1号AER24階  法人番号　1370201000579  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略への取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法  当社コーポレートサイト内からのリンク「DX戦略について」にて公表  公表場所  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  記載箇所  「2.経営環境及びデジタル技術の影響」  「3.経営ビジョン」  「4.ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | 「経営環境及びデジタル技術の影響」  少子高齢化に伴う労働人口の減少に直面する日本経済において、働き方の変革と業務の効率化は企業にとっての大きな課題です。  特に今後の顕著な人口減少が予想される東北地方の経済活力を維持・向上させ、新しい付加価値を生み出していくためには、労働生産性の引き上げが不可欠な状況です。  「経営ビジョン」  「Give and make.」 の企業理念に基づき、変化と変革を恐れずに、絶えず新しいことに挑戦し、４つの「貢献」と「創造」によって、誰一人置き去りにしない持続可能な未来を実現します  Give and make.1  スマートフォンの販売を通じて、最新のテクノロジーをお客さまの手元に届け、まだ見ぬわくわくと圧倒的な感動をお客さまと共有できる瞬間をつくり続ける  Give and make.2  ITソリューションの提案を通じて、地域企業の生産性向上に貢献し、新しい付加価値の創出による社会の課題解決を実現する  Give and make.3  次世代のデジタルクリエイターの育成を通じて、デザインとデジタルの力で価値と感動を生み出し、人とひととのつながりの深化と、多様性の中での自己実現を支援する  Give and make.4  地域貢献活動を通じて、コミュニティの中での自社の役割を果たし、人が豊かさを実感できる社会と誰もが楽しいと思い描ける未来を次代へと繋ぐ  「ビジネスモデルの方向性」  モバイルショップ事業  ・地域に密着したモバイルショップ事業により、お客様に最新のデバイスを提供するとともに、最適な利用環境や機能を活用するためのアドバイスなども含め細やかなサービスを提供し、 「誰⼀⼈置き去りにしない」デジタル化の実現に貢献する  ITソリューション事業  ・「課題解決型」の ITソリューション事業により、お客様である地域企業のお困りごとをデジタル技術とアイディアをもって解決し、地域企業の生産性向上に貢献する  クリエイティブ人材育成事業  ・Webデザインを中心としたクリエイティブ人材育成事業により、次世代のデジタルクリエイターの能力開発と、ホームページ制作などの視覚的なデジタル化の普及に貢献する  以上の３つの事業と、自治体や大学との連携も含めた地域貢献活動によって、地域社会の活性化とDX推進に貢献する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された公表内容です。（2024年6月4日 取締役会にて承認） |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略への取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法  当社コーポレートサイト内からのリンク「DX戦略について」にて公表  公表場所  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  記載箇所  「5.DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 「地域社会のDX促進への貢献」  ・まず自らが最先端技術に触れることで、より良い製品・サービスの価値を理解し、お客さまに最適な提案を届ける  ・各事業部毎のナレッジのリアルタイム共有により高水準に均一化されたサービスを実現し、顧客満足度を向上する  ・情報資産の一元管理により、意思決定の迅速化と営業手法の高度化を実現し、顧客満足度を向上する  「バックオフィス業務の最適化」  ・デジタル技術の積極的な導入と活用により、生産性と創造性の向上を実現する  ・職場環境の整備により、従業員のワークエンゲージメント向上を実現する  「DX人材の創出」  ・DXの取り組みを継続的に推進するために、変化を恐れず、新しいことに挑戦し続ける企業風土を醸成する  ・社員一人ひとりのDXに対する理解を深め、全社一丸となってDX推進に取り組む体制を構築する  ・お客様のお困りごとを解消し、業績向上に貢献する「課題解決型」ソリューション営業に取り組むDX営業人材を育成する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された公表内容です。（2024年6月4日 取締役会にて承認） |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法  当社コーポレートサイト内からのリンク「DX戦略について」にて公表  公表場所  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  記載箇所  「6.DX推進に向けた組織体制」  「7.DX人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | 「DX推進に向けた組織体制」  トップのリーダーシップの下で、全社員が企業理念・経営ビジョン・DX戦略と自社の方向性を共有し、各部門ごとの役割を確実に実行する組織体制を構築します  「DX人材の育成」  DX推進チームが中心となって、全社でのDX人材の育成と確保を進めます |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法  当社コーポレートサイト内からのリンク「DX戦略について」にて公表  公表場所  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  記載箇所  「8.ITシステム整備に向けた方策」 | | 記載内容抜粋 | ・ 社内情報共有ツールでのマニュアル配備によるサービスの質の均一化  ・ クラウドサーバでの社内データ共有ルール統一による意思決定の迅速化  ・ 顧客情報/商談情報一元管理ツールの整備による営業手法の高度化  ・ 会計/経理システムの刷新による業務効率化  ・ 社内コミュニケーションツールの活用による従業員エンゲージメントの向上  ・ リモートワーク/リモート商談の積極的導入によるタイムマネジメントの向上  ・ 生成AIの業務活用による生産性の向上 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略への取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法  当社コーポレートサイト内からのリンク「DX戦略について」にて公表  公表場所  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  記載箇所  「9.DX戦略の達成に向けた目標設定」 | | 記載内容抜粋 | ・DX戦略推進による顧客満足度の向上を目標とし、年度毎のITソリューション事業部お取引社数の増加を達成進捗を測る指標とする（目標数値を設定） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　8日 | | 発信方法 | 当社HP内にて、代表取締役名にてDX戦略策定等について発信しております。  当社HPの会社概要における「ニュース」のうち「DX戦略策定のお知らせ」の箇所に記載  https://m-station.co.jp/news/1300.php | | 発信内容 | 当社は、デジタル技術の利活用による新しい付加価値の創出を目指し、このたび「DX戦略」を策定いたしました。進化するテクノロジーの力を積極的に用い、お客さまと地域社会に貢献する新しい価値を創造することで、企業理念である『Give and make.』を実現してまいります。この取り組みに関する詳細につきまして、「DX戦略への取り組み」として下記のページに記載いたしております。  https://m-station.co.jp/pdf/dx.pdf  また、DX戦略の進捗状況につきましては、当社ウェブサイトにて私より定期的にご報告いたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　2024年6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　2024年6月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づく二つ星の宣言を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。